

# 労働力調査 特定調査票の記入のしかた

(調査員が「氏名」を記入してお配りします。)



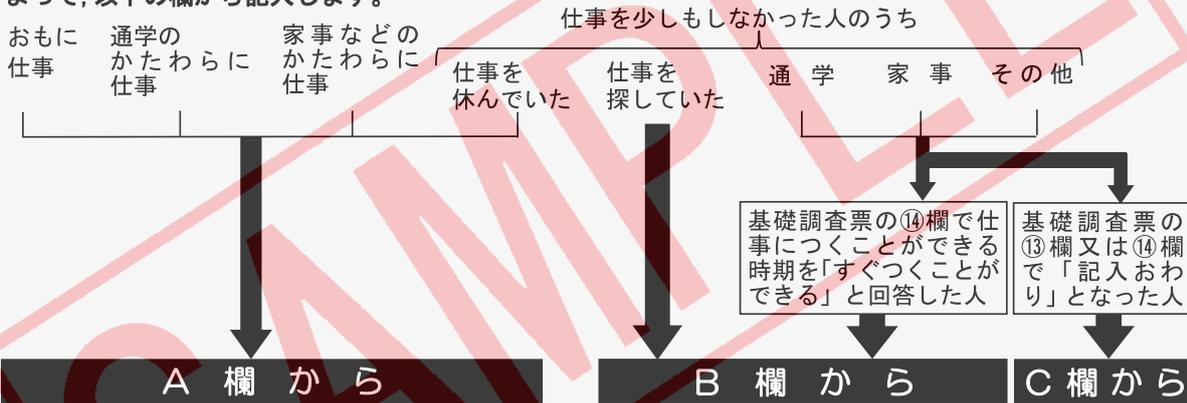
総務省統計局

労働力調査は、「統計法」という法律に基づいて行われています。「統計法」では、正確な統計を作成するために、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務などが定められています。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

あなたの世帯にふだん住んでいる調査月の末日（ただし、12月は26日）現在で15歳以上の人について、**月末現在**（ただし、12月は26日現在）で記入してください。

## 基礎調査票から先に記入してください

基礎調査票の「⑤ 月末1週間（ただし、12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答によって、以下の欄から記入します。



該当する欄の解説をよくお読みになってから、調査票に記入してください。

調査の対象

**ふだん住んでいる人とは、月末現在（ただし、12月は26日現在）あなたの世帯にすでに3か月以上住んでいる人、又は3か月以上にわたって住むことになっている人**をいいます。

記入しなければならない人

- ・ 家族
- ・ 住み込みの雇い人
- ・ 間借り人又は同居人

(注)

- ・ 旅行や出稼ぎ、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出稼ぎ先などで調査されます。
- ・ 病院・診療所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。

調査票の記入にあたって

調査票は、機械にかかけますので、汚したり、丸めたり、最初に折られている以上に折ったりしないでください。

**記入は必ず黒の鉛筆又はシャープペンシル**をお願いします。

- ボールペンや万年筆は、黒色でも使用しないでください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入しなおしてください。

- マークを記入する欄は、当てはまる  を  のように濃く塗りつぶしてください。
- 数字は、下の例のように、枠内に1文字ずつ、右めで記入してください。

《数字の記入例》



2ページ～7ページを参考にして 調査票に記入してください

A欄 (2ページ)

B欄 (3ページ)

C欄 (4ページ)

D欄・E欄 (5ページ)

「事業の内容」及び「仕事の内容」 (6ページ～7ページ)

## 調査票へのご記入ありがとうございます

調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。

なお、調査票に記入もれなどがあった場合、都道府県からおたずねすることがあります。

### 労働力調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください

- 労働力調査では、金銭を要求することは絶対にありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。
- 労働力調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住いの都道府県にお知らせください。
- 労働力調査の調査員は、都道府県知事が発行する「調査員証」を携帯しています。

調査員証

